

別記

第1号様式（第4条関係）

被災者用教職員宿舎一時使用許可申請書

平成 年 月 日

高知県教育長 様

申請者 氏名

㊞

（自署の場合は不要）

電話（ ） — （自 宅）

電話（ ） — （携帯電話）

電話（ ） — （勤 務 先）

電話（ ） — （本人以外）

（申請者との関係及び氏名： ）

（昼間に確実に連絡の取れる電話番号とし、すべての記載を必要としない。）

標記について、次のとおり教職員宿舎の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、入居の条件等については、高知県教育長の指示に従います。

入居教職員宿舎名			
使用 期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
同 居 親 族	氏 名	続柄	備 考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。)

添付書類 (1) 罹災証明書の写し

(2) 被災者用誓約書

被災者用誓約書

高知県教育長 様

私が、このたび一時使用を許可される教職員宿舎につきましては、許可条件を遵守して使用し、かつ、緊急避難の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去いたします。

平成 年 月 日

氏 名

印

(自署の場合は、不要です。)

教職員宿舎一時使用許可書

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請がありました教職員宿舎の一時使用については、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

高知県教育長

1 使用許可する教職員宿舎名及び宿舎番号、所在地

宿舎名		宿舎番号	
所在地			

2 使用目的

平成30年7月豪雨に伴う被災者等のための教職員宿舎一時使用

3 使用期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

4 使用料

免除

5 入居者数

6 使用許可の条件

- （1）使用者は、善良な管理者の注意をもって使用許可物件の維持保全を行い、使用目的以外の用途に供し、その全部又は一部を他に転貸してはならない。
- （2）許可を受けた者が、その責めに帰する事由により使用許可物件を滅失し、き損し、又は県に損害を与え、若しくは使用許可物件の使用に際し、第三者に損害を与えたときは、

許可を受けた者が、使用許可物件を原状に回復し、又はその損害を賠償すること。

- (3) 県において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又は許可の条件に違反する行為があると認めるとき、7に定める暴力団関係者であることが判明したときは、この許可を取り消し、又は変更することがあること。
なお、この場合において生じた損失は、県は、これを補償しない。
- (4) 使用許可物件についての維持、保存等のために必要な経費（入居期間中に発生する共益費等を含む。）は、使用者において負担すること。
- (5) 使用許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、直ちに使用許可物件を原状に回復して明渡しをすること。
- (6) 使用者は、県の許可を受けずに使用許可物件を模様替え又は増築してはならないこと。
- (7) 使用許可物件周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
- (8) 一時使用の期間満了後も引き続き使用を必要とするときは、当該期間の満了する1月前までに当該期間の延長の申請の手続をとること。
- (9) 使用者は、使用許可物件を明け渡そうとするときは、速やかに教職員宿舎明渡届出書を県に提出しなければならない。
- (10) 使用許可に係る業務において、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）による不当若しくは違法な要求又は適正な県有施設の使用を妨げる妨害を受けたときは、県に報告を行うとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、全て県の指示に従うこと。

7 許可の取り消し又は変更の対象となる暴力団関係者

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している

- と認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この許可の取消しの訴えは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県教育委員会となります。）、提起することができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この許可の取消しの訴えを提起できなくなります。）。

第3号様式（第7条関係）

教職員宿舎一時使用期間延長申請書

高知県教育長 様

平成 年 月 日

申請者 氏名

⑩

（自署の場合は、不要です。）

電話（ ） — （自宅・携帯電話）

私が、平成 年 月 日に一時使用許可を受けた教職員宿舎について、下記の理由により、同一条件による一時使用の期間延長の許可を受けたいので申請します。

記

理 由

申請期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

教職員宿舎一時使用期間延長許可書

住所

氏名

平成 年 月 日付けで申請がありました教職員宿舎の一時使用の期間の延長については、次のとおり許可します。

平成 年 月 日

高知県教育長

使用期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

使用許可条件

高知県教育委員会指令 第 号に記載された使用許可の条件を遵守すること。

第5号様式（第8条関係）

教職員宿舎明渡届出書

年 月 日

高知県教育長 様

入居者 住 所

教職員宿舎名及び番号

氏 名

㊟

教職員宿舎を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明 渡 し の 理 由	
明 渡 し の 期 日	年 月 日
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日
附 帯 工 作 物 の 措 置	
連 絡 先	
※ 年 月 日 検 査 済	
年 月 日 確 認 済	

(注) ※欄は、記入しないでください。